

○岩国市水道局調査・設計等業務委託低入札価格調査実施要領

平成29年4月1日

改正

令和元年10月1日

岩国市水道局調査・設計等業務委託低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩国市水道事業会計規程(平成18年規程第40号)第114条に規定する最低の価格をもって入札した者(以下「最低入札者」という。)以外の者を落札者とする場合の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(低入札価格調査)

第2条 入札執行者は、最低入札者以外の者を落札者とする場合は、低入札価格調査(予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを判断するために実施する調査をいう。以下同じ。)を行うものとする。

(対象)

第3条 この要領の対象となる入札は、設計金額が1,000万円以上の工事に係る調査・設計等業務委託の入札とする。

(調査基準価格)

第4条 低入札価格調査を行う基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、低入札調査基準価格設定書(様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第4号又は様式第5号)により算出した当該各号の額を超えない範囲で岩国市水道事業管理者が定める額とし、予定価格調書にその価格を記載するものとする。

(1) 測量業務(様式第1号により算出) 「直接測量費+測量調査費+諸経費の10分の4.8」(各費目(小数点以下切捨て)を合計し、合計額の千円未満は切捨て)とし、算出した額が予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の8(千円未満は切捨て)を超える場合にあつては10分の8とし、算出した額が予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の6(千円未満は切捨て)に満たない場合にあつては10分の6とする。

(2) 土木関係の建設コンサルタント業務(様式第2号により算出) 「直接人件費+直接経費+その他原価の10分の9+一般管理費の10分の4.8」(各費目(小数点以下切捨て)を合計し、合計額の千円未満は切捨て)とし、算出した額が予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の8(千円未満は切捨て)を超える場合にあつては10分の8とし、算出した額が予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の6(千円未満は切捨て)に満たない場合にあつては10分の6とする。

(3) 地質調査業務(様式第3号により算出) 「直接調査費+間接調査費の10分の9+解析等調査業務費の10分の8+諸経費の10分の4.5」(各費目(小数点以下切捨て)を合計し、合計額の千円未満は切捨て)とし、算出した額が予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の8.5(千円未満は切捨て)を超える場合にあつては10分の8.5とし、算出した額が予定価格に110分の100を乗じて得た額の3分の2(千円未満は切捨て)に満たない場合にあつては3分の2とする。

- (4) 建築関係の建設コンサルタント業務（様式第4号により算出） 「直接人件費＋特別経費＋技術料等経費の10分の6＋諸経費の10分の6」（各費目（小数点以下切捨て）を合計し、合計額の千円未満は切捨て）とし、算出した額が予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の8（千円未満は切捨て）を超える場合にあっては10分の8とし、算出した額が予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の6（千円未満は切捨て）に満たない場合にあっては10分の6とする。
- (5) 前各号の業務を複数組み合わせ合わせた業務（様式第5号により算出） 前各号の方法により算出した調査基準価格を合計した額とする。

（入札参加者への周知）

第5条 入札執行者は、入札参加者に対し、岩国市水道局競争入札心得（平成18年3月20日制定）の条文を熟読することを促すとともに、設計図書配布の際に次に掲げる事項を周知するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法に関すること。
- (3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、資料の提出を要すること。
- (5) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。

（入札の保留）

第6条 入札執行者は、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、入札者に対し、落札者の決定を保留し、後日結果を通知する旨を告げて、入札を終了するものとする。

（調査の実施）

第7条 入札執行者は、前条の規定により落札者の決定を保留したときは、速やかに調査基準価格を下回る入札を行った者に、内訳書、低入札価格調査表（様式第6号）及び管理（主任）技術者の専任配置誓約書（様式第7号）を提出させ、低入札価格調査の実施概要表（様式第8号）の調査項目について調査するものとする。

（調査の基準）

第8条 前条の調査は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 基本的判断基準
 - ア 調査に協力的であること。
 - イ 企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果であること。
- (2) 事項別判断基準
 - ア 入札価格により入札した理由
 - (ア) 手持業務の状況及び保有する技術者の状況等に照らして、業務の適切な実施及び成果品の品質の確保を図りうること。
 - (イ) 手持機械等の状況、過去に実施した同種又は類似の業務の実績及び再委託会社の協力等に照らして、入札した価格で業務が実施可能であること。
 - イ 入札価格の内訳書
 - (ア) 設計数量に対応した内訳書となっていること。

(イ) 契約対象業務の実施に必要な費用が計上されており、違算がないこと。

(ウ) 再委託予定の業務内容と金額が妥当なものであること。

ウ 契約の履行体制

(ア) 業務内容に照らして、配置予定技術者数が十分であること。

(イ) 再委託予定の業務内容、金額、履行体制及び理由は、妥当なものであること。

エ 現在の手持ちの業務の状況

配置予定技術者ごとの手持業務の量に照らして、契約対象業務の実施に支障がないこと。

オ 配置予定の技術者の資格、業務の経験等

契約対象業務の実施のために、配置予定技術者が分担する役割の十分な遂行に必要な資格と業務経験を有すること。

カ 同種又は類似の業務の実績

(ア) 記載された業務実績が実在するものであること。

(イ) 過去に同類又は類似の業務を実施した実績が契約対象業務に要する経費の低減に資すること。

キ 管理（主任）技術者の専任配置

管理（主任）技術者が他の業務の配置技術者となっていないこと。

（落札者の決定）

第9条 入札執行者は、第7条の調査を終了したときは、調査結果について、低入札価格調査の実施概要表により、岩国市水道局建設工事及び物品購入指名競争入札参加者選定審査会規程（平成18年水道局規程第45号）による岩国市水道局建設工事及び物品購入指名競争入札参加者選定審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとする。

2 入札執行者は、審査会が最低入札者を落札者とすることが適当と認めたときは、当該最低入札者を落札者と決定するものとする。

3 入札執行者は、審査会が最低入札者を落札者とすることが不適当と認めたときは、当該最低入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とするものとする。

4 入札執行者は、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回っているときは、当該次順位者について、低入札価格調査を行うものとする。

（調査結果の通知）

第10条 入札執行者は、前条の規定により落札者が決定したときは、入札者に対し、調査結果を低入札価格調査の実施結果について（通知）（様式第9号）により通知するものとする。

（調査結果の公表）

第11条 入札執行者は、調査結果の概要を低入札価格調査結果表（業者別）（様式第10号）により前条の規定による通知の日の翌日から起算して1年間、閲覧をもって公表する。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第4条関係）

様式第5号（第4条関係）

様式第6号（第7条関係）

様式第7号（第7条関係）

様式第8号（第7条関係）

様式第9号（第10条関係）

様式第10号（第11条関係）